第5章　全体構想

第5章　全体構想

松島町における土地利用の方針、都市施設の方針、環境形成の方針、景観形成の方針及び都市防災の方針を以下に示す。

5－1　土地利用の方針

5－1－1　基本的考え方

①　特別名勝松島の自然と調和した都市的土地利用の形成

松島町は、古くから松島湾を中心とした自然景観の中に市街地が形成されている。そのため、松島町の市街地は、国際観光交流拠点でありながら、特別名勝松島の自然を損なうことのないように発展してきている。今後もその思想を継承し、コンパクトで、賑わいのある自然と調和した都市的土地利用の形成を図る。

②　地域資源を生かした既成市街地の保全・充実と新市街地の形成

既成市街地は、特別名勝松島の区域内に立地している。そのため、無秩序な市街地の拡大は抑制し、既存の地域資源を生かした国際観光交流都市の拠点機能の充実と住民の暮らしの場としての市街地環境の整備・改善を図るものとする。その際、近年増加しつつある空地及び空家の有効活用を図るため、情報提供や活用方策の検討を進める。また、老朽化の進みつつある公共施設については、長寿命化の検討等による適正な維持管理に努める。

一方、特別名勝松島の区域外となる既存市街地北部隣接地は、三陸縦貫自動車道松島大郷IC及び松島北ICの開通、4車線化に伴い、広域的な交通ポテンシャルが高まっている。そのため、こうした交通ポテンシャルを生かした工業等の新規産業の誘致に努め、新規産業従事者をはじめとする松島町への転入者及び既存市街地からの転居者等の居住地となる新たな市街地の形成を図る。

③　内陸部での新たな土地利用の展開

内陸部の初原地域は、国道45号、国道346号、主要地方道仙台松島線が集中する交通の利便地域であり、三陸縦貫自動車道の4車線化によりさらに広域交通機能が充実してきている。

そのため、将来の活力拠点の形成を図る新規産業等の導入に向けて、周辺の自然環境に配慮しつつ、拠点的開発を展開する場とする。

④　里地里山地域の保全・充実

市街地や産業拠点等の周辺地域には、平坦部に農地・集落地が、丘陵部に山林と山間の集落地が形成されている。

こうした現況を踏まえ、農地・集落地は、農業生産環境及び地域住民の生活環境の保全・充実を、山林と山間の集落地は、地域住民の生活環境の保全・充実と豊かな自然環境を有する地域の身近な緑地として保全を図る。また、雨水の洪水調整機能や水源涵養機能などの公益的機能の保全を図る。

5－1－2　土地利用の区分と方針

（1）市街化区域における土地利用

市街化区域においては、周辺環境と調和した都市的土地利用を推進するとともに、既存の地域資源を生かした市街地の形成に努めるなど、計画的な土地利用の検討を行う。

①　観光商業地

瑞巌寺等の歴史的建造物や松島海岸市街地の周辺部は、特別名勝松島の特別保護地区に指定されており、優れた景観や歴史・文化を体感できるまち並みや歴史的遺産等が保全されている。また、国内外の人々が訪れ、宿泊する国際的な観光交流拠点となっている。

そのため、国際観光交流拠点としての機能を維持・増進しつつ、災害の発生時に避難できる機能を有した魅力ある観光商業地として、整備を図る。

②　中心商業地

高城町駅前や都市計画道路高城本町線沿道には、既存の商店や生活サービス施設等が集積していることから、それらを生かして周辺住宅市街地への都市的サービスを提供する様々な公共公益施設等の維持・充実に努め、中心商業拠点として活性化を図る。

③　沿道商業地

都市軸の国道45号沿道は、沿道サービス、商業、流通等の施設がすでに集中立地しているとともに、JR松島駅から都市計画道路高城本町線に至る沿道には商業施設が立地している。

そのため、これらの集積を生かし、更なる沿道地域のサービス向上のための立地誘導を図る。

④　住宅地

観光商業地及び中心商業地の周辺部、都市軸の国道45号沿道の周辺部は、特別名勝松島の第3種保護地区に指定されているとともに、住宅地が形成されている。

そのため、第3種保護地区としての制約はあるものの、住宅地として、居住環境の維持・向上を図るとともに、近年増加しつつある空地及び空家の有効活用に向けた情報提供や住み替え促進等の活用方策の検討を進める。

また、都市軸の国道45号と都市計画道路根廻磯崎線との間に位置する磯崎地区等に形成された住宅地は、広範囲にわたり土地区画整理事業が実施されたことなどにより、良好な居住環境を有した低層住宅地が形成されている。

そのため、これらの低層住宅地は、その良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、近年増加しつつある空地及び空家の有効活用に向けた情報提供や住み替え促進等の活用方策の検討を進める。

一方、JR愛宕駅を中心とする一帯は、古くから公共施設や住宅が集積している状況を生かし、新たな居住者の受け入れ地や、新規産業拠点で働く人々の日常的な利便・サービス等の充実した新たな交流拠点として、商業、行政、コミュニティ等の施設・機能の充実・整備を図る。

(2) 市街化調整区域における土地利用

市街化調整区域においては、豊かな自然や農地等の生産基盤の保全を図るとともに、駅周辺や国道沿道など、交通利便性の高い地区では、既存集落の維持を念頭に、新たな市街地の形成を想定するなど、計画的な土地利用の検討を行う。

①　産業地

緑・農・都共生ゾーン内の初原地区は、現在山林となっているが、三陸縦貫自動車道の松島大郷IC及び松島北ICに近接し、三陸縦貫自動車道の4車線化に伴い広域的な交通ポテンシャルが高まっている。

そのため、このポテンシャルを生かし、松島町に新たな活力を生み出す新産業を誘導する拠点として位置づけ、企業誘致を図る。

②　工業地

愛宕地区及び初原地区内の国道45号と三陸縦貫自動車道に隣接する区域は、主に山林となっているが、三陸縦貫自動車道の4車線化に伴い広域的な交通ポテンシャルが高まっている。

そのため、この広域交通の利便性を生かした新たな工業拠点として位置づけ、関連企業等の誘致を図る。

③　沿道商業地

国道45号沿道の明神地区は、市街化区域に隣接するまとまりのある空閑地となっている。同地区は、平成30年5月に策定された仙塩広域都市計画区域の整備、開発保全の方針において、工業地、商業・業務地として市街化区域に編入を予定する地区として位置づけられており、ここに、沿道型商業施設を誘導し、沿道サービスの向上と地域の商業サービスの利便性の向上のための沿道商業地の誘導を図る。

④　住宅地

JR愛宕駅周辺では、既定市街化区域に隣接する市街化調整区域においても住宅地が形成されており、その外側の特別名勝松島に指定されていない地区は、山林となっている。このような現状と鉄道や国道45号に近接する交通利便性を踏まえ、既存住宅地と山林を、低層住宅地として維持・保全及び整備・誘導を図る。

また、JR品井沼駅周辺は、北部地域の生活拠点としての集落地となっている。そのため、鉄道利用の利便性を踏まえ、既存集落を維持するとともに、利便施設を計画的に誘導する。

特別名勝松島ゾーン及び緑・農・都共生ゾーン内の集落地は、農業生産の場として、また地域住民の居住の場として維持されてきており、今後もその環境の保全・整備を図る。また、既存の屋敷林や寺社林等の保全、積極的な敷地内緑化等により、緑地の保全と誘導に努める。

⑤　公共公益施設地

根廻地区の松島北IC北側の国道346号沿いには、保健福祉センター、町民の森、野外活動センター、老人保健施設が集中的に立地している。そのため、その地区一帯を、スポーツ・健康・福祉拠点として、引き続き、その充実と適切な維持・管理に努める。

⑥　地域生活拠点・地域活動拠点

JR手樽駅前、陸前富山駅前は、地域の人々の日常生活の中心拠点となっている。こうした現状を踏まえ、駅前地域を地域生活支援拠点として位置づけ、買い物等の利便施設、情報交流施設等の各種公共公益施設の集積・誘導のあり方について検討を行う。また、初原地区や北小泉地区の中心集落地を地域活動拠点として、地域生活拠点を補完する拠点として位置づける。

⑦　農地

特別名勝松島ゾーン及び緑・農・都共生ゾーン内の農地は優良な農用地として、また特別名勝松島の景観を構成する重要な自然地として維持・保全されてきている。そのため、引き続き農用地としてその維持・保全を図るとともに、未耕作地の耕作地化や荒廃農地の活用等に努める。

⑧　環境保全緑地

特別名勝松島に指定されている松島湾の島しょ部や内陸の山地部においては、海岸及び島々の緑地、市街地西部の松島湾に面する山地部の緑地、農地・集落地内の緑地が保全されており、引き続き特別名勝松島及び県立自然公園の自然景観を構成する重要な緑地として、その維持・保全を図る。

⑨　里山緑地

特別名勝松島に指定されていない町北部の山地部は、地域の身近な里山の緑地として親しまれており、引き続きその維持・保全を図る。

⑩　海浜・河川

松島湾の海浜及び島しょ景観は、日本三景松島の根幹をなす景観を形成している。また、高城川、吉田川及び鳴瀬川は、沿岸の農地等と一体となった良好な自然景観を形成している箇所が多いことから、引き続き、水と緑の保全及び水質環境の保全に努めるとともに、水辺に親しむ親水空間のあり方等について検討を進める。

【土地利用方針図】

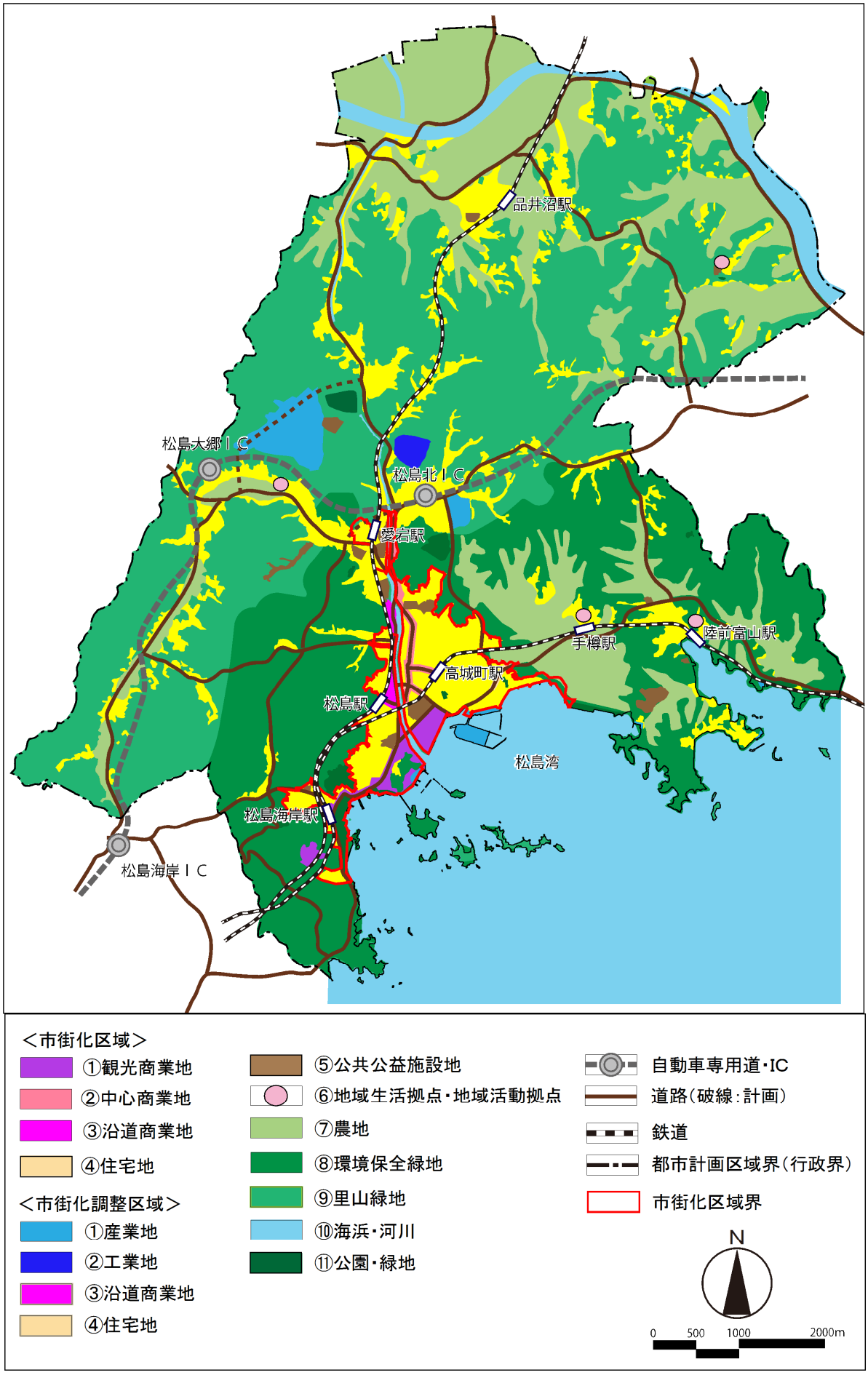
品井沼駅
松島大郷ＩＣ
松島北ＩＣ
愛宕駅
手樽駅
陸前富山駅
高城町駅
松島駅
松島湾
松島海岸駅
松島海岸ＩＣ
＜市街化区域＞
①観光商業地
②中心商業地
③沿道商業地
④住宅地
＜市街化調整区域＞
①産業地
②工業地
③沿道商業地
④住宅地
⑤公共公益施設地
⑥地域生活拠点・地域活動拠点
⑦農地
⑧環境保全緑地
⑨里山緑地
⑩海浜・河川
⑪公園・緑地
自動車専用道・IC
道路（破線：計画）
鉄道
都市計画区域界（行政界）
市街化区域界
N
0
500
1000
2000m

5－2　都市施設の方針

5－2－1　交通施設の方針

（1）基本的考え方

1）道路の種類と機能

松島町の道路は、次の機能を有する道路により構成するものとする。

道路の種類	道路機能
自動車道専用道路とIC	●自動車専用の機能を有する道路 ⇒三陸縦貫自動車道と町内の松島北IC、松島大郷IC及び松島町に隣接する松島海岸ICが該当する
広域幹線道路	●東北地域及び仙台都市圏の広域交通を受け持つ機能を有する道路 ⇒三陸縦貫自動車道ICに直結する国道45号及び同346号、主要地方道仙台松島線が該当する
都市間幹線道路	●仙台都市圏内の主要な地域を連絡する機能を有するとともに、周辺市町村等との都市間交通を受け持つ機能を有する道路 ⇒主要地方道が該当する
地域幹線道路	●上記のICや道路及び町内の主要地点を連絡する機能を有する道路 ⇒県道及び主要な都市計画道路(幹線街路)や1級町道等が該当する
主要生活道路	●上記道路と主要な公共公益施設・鉄道駅・主要な集落等を連絡するとともに、バス路線、主要な通学路等の機能を有する道路 ⇒上記以外の1・2級町道等が該当する
区画道路等	●上記道路と宅地を連絡する機能を有する道路 ⇒歩行者道路、遊歩道等が該当する

2）道路網構成の考え方

以上の道路のうち幹線道路による道路網構成の考え方は、次のとおりとする。

①　広域幹線道路と広域交通拠点の形成

・三陸縦貫自動車道や国道45号、同346号、主要地方道仙台松島線は、松島町の骨格を形成する南北軸・東西軸の道路であるため、その整備・充実を促進する。

・広域幹線道路の国道45号と同346号の交差部付近は、三陸縦貫自動車道松島北ICが開設しており、また、JR東北本線愛宕駅があることから、広域交通の拠点として交通結節点機能の機能維持に努める。

②　市街地の渋滞緩和を図るバイパス道路の整備

・国道45号は、松島町の中心部を通過し、観光、物流、生活などのあらゆる交通が流入していることから、交通渋滞の発生が日常化している。そのため、市街地の西側の初原バイパスの整備を促進するとともに、東側の都市計画道路根廻磯崎線の早期整備を図り、渋滞解消に努める。

③　町内ネットワークの配置

・市街地の周辺には、特別名勝松島の眺望点（扇谷、双観山等）や自然資源（治祐ヶ森自然公園等）、公園（西行戻しの松公園、手樽海浜公園、松島運動公園等）等が分布している。松島観光の魅力を高めるため、これらの地域資源を回遊できるネットワークを、県道小牛田松島線、町道松島パノラマ線、国道45号及び主要地方道奥松島・松島公園線の一部により形成する。

・松島沿岸の海の松島の観光だけでなく、内陸部の松島の歴史や自然資源等を回遊する森の松島の観光ルートの充実に向けて、国道45号、同346号の一部及び主要地方道奥松島・松島公園線、同仙台松島線の一部、県道赤沼松島線、同竹谷幡谷線、（仮称）初原幡谷開発地区内道路、幹線農道、町道三浦線等を既存道路の補助的なネットワークに位置づけ、その機能維持に努める。

④　周辺市町村との連携強化

・広域幹線道路を軸に、隣接する諸都市を相互に連絡する都市間幹線道路を、東松島市、美里町、大崎市、大郷町、塩竈市、多賀城市等の各方面と連絡する都市間幹線道路として位置づける。

3）公共交通の考え方

①　鉄道

松島町は、JR東北本線の3駅と、JR仙石線の4駅を有しており、そのうちJR東北本線の松島駅とJR仙石線の松島海岸駅が松島町の玄関口となっている。

そのため、松島駅と松島海岸駅については、今後も町や観光の玄関口として機能の充実を図るとともに、他の駅も公共交通の結節点として、その機能の充実を図る。

②　バス

松島町では、現在、町営バス4路線が運行されており、北部の一部地域を除きおおむね町内全域をカバーしている。また、沿岸部の観光商業拠点、中心商業拠点、愛宕駅周辺の市街地交流拠点を連絡する都市軸及び北部の保健福祉センター間には、これら4路線が重複して運行されており、その間の運行本数が多く、利便性が確保されている。

そのため、今後も、都市軸での公共交通の利便性を維持するとともに、周辺地域においても、住民等の日常的な移動手段として、町営バスの適切な運行により、交通ネットワークの維持・充実に努める。

(2) 基本方針

1) 広域幹線道路

① 三陸縦貫自動車道、国道45号、国道346号、主要地方道仙台松島線

管理者である国及び県に、歩道、交差点、線形等の改良を要望するとともに、特に、国道45号の渋滞緩和のための初原バイパスの整備を促進する。

2) 都市間幹線道路

① 主要地方道奥松島松島公園線

松島町(国道45号から分岐)と東松島市を結ぶ都市間幹線道路であり、また、JR手樽駅前及び陸前富山駅前の地域生活拠点と市街地を連絡する道路として、機能維持に努める。

② 主要地方道鹿島台鳴瀬線

松島町の北西端を通過し、国道45号を経て松島町と美里町、大崎市等を連絡する都市間幹線道路として、機能維持に努める。

③ 主要地方道大和松島線

松島町内で、主要地方道仙台松島線から分岐し、大郷町等を連絡する都市間幹線道路として、機能維持に努める。

3) 地域幹線道路

① 都市計画道路

松島町の骨格を形成する都市計画道路については、社会情勢の変化や東日本大震災の影響等により、その役割や必要性が変化していることから、都市計画道路網の見直しを行うとともに、未整備路線の整備の推進、整備済み路線の適切な維持管理に努める。

特に、都市計画道路根廻磯崎線は、主要地方道奥松島松島公園線と国道45号を市街地東部で連絡し、市街地東部のバイパス機能を果たすとともに、松島運動公園や愛宕地区の新たな工業拠点及び地域居住拠点にアクセスする道路として早期の整備推進を図る。

なお、これら都市計画道路の整備にあたっては、沿道建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の避難路としての機能の確保に努める。

② 初原バイパス・県道小牛田松島線、町道高城桜渡戸線、県道赤沼松島線

国道45号の混雑緩和のため、初原バイパス・県道小牛田松島線の早期整備を促進する。また、それとあわせて、主要地方道仙台松島線及び三陸縦貫自動車道松島海岸ICに接続する町道高城桜渡戸線、県道赤沼松島線の機能維持に努める。

③ 県道大和幡谷線、県道竹谷幡谷線

県道竹谷幡谷線は、松島町北部で国道346号と主要地方道鹿島台鳴瀬線を連絡する道路として、また、県道大和幡谷線は、松島町北部地域と大郷町を連絡する機能を有する道路として、機能維持に努める。

④　町道三浦線、幹線農道、（仮称）初原幡谷開発地区内幹線

町道三浦線及び幹線農道と初原地区の開発にあわせ整備される国道346号～主要地方道仙台松島線を連絡する道路は、町内の北部及び東部地域で、国道346号、国道45号、主要地方道奥松島松島公園線を連絡する道路として、機能維持に努める。

4）主要生活道路・区画道路等

①　主要生活道路

主要生活道路については、狭あいな道路の解消や歩行者の安全な通行を確保する道路空間の整備を図る。

②　ウォーキングトレイル等の観光・レクリエーション道路

市街地内には、松島海岸の景勝や海浜公園等の親水施設、瑞巌寺をはじめ歴史的な建物やまち並み、双観山や新富山等の眺望点等が多数分布している。そのため、これらを歩いて巡り、楽しめるウォーキングトレイル※1の整備・充実を図る。

また、高城川の水質保全及び継続的な監視等に取組むとともに、高城川と都市計画道路高城本町線が一体となった都市軸の形成のあり方等について検討を行う。なお、国道346号沿道は、桜並木等と高城川が一体となった良好な景観の保全に努める。

③　駐車場等の整備

観光客が市街地内を歩いて楽しめるよう、駐車場の整備と安全な歩行空間の整備を図るとともに、観光客の利便性向上、渋滞解消に向けた駐車場案内板等の整備を促進する。

※5ウォーキングトレイル：歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを行うために整備されたゆとりとうるおいを実感できる質の高い歩行者空間のこと。

【道路網図】

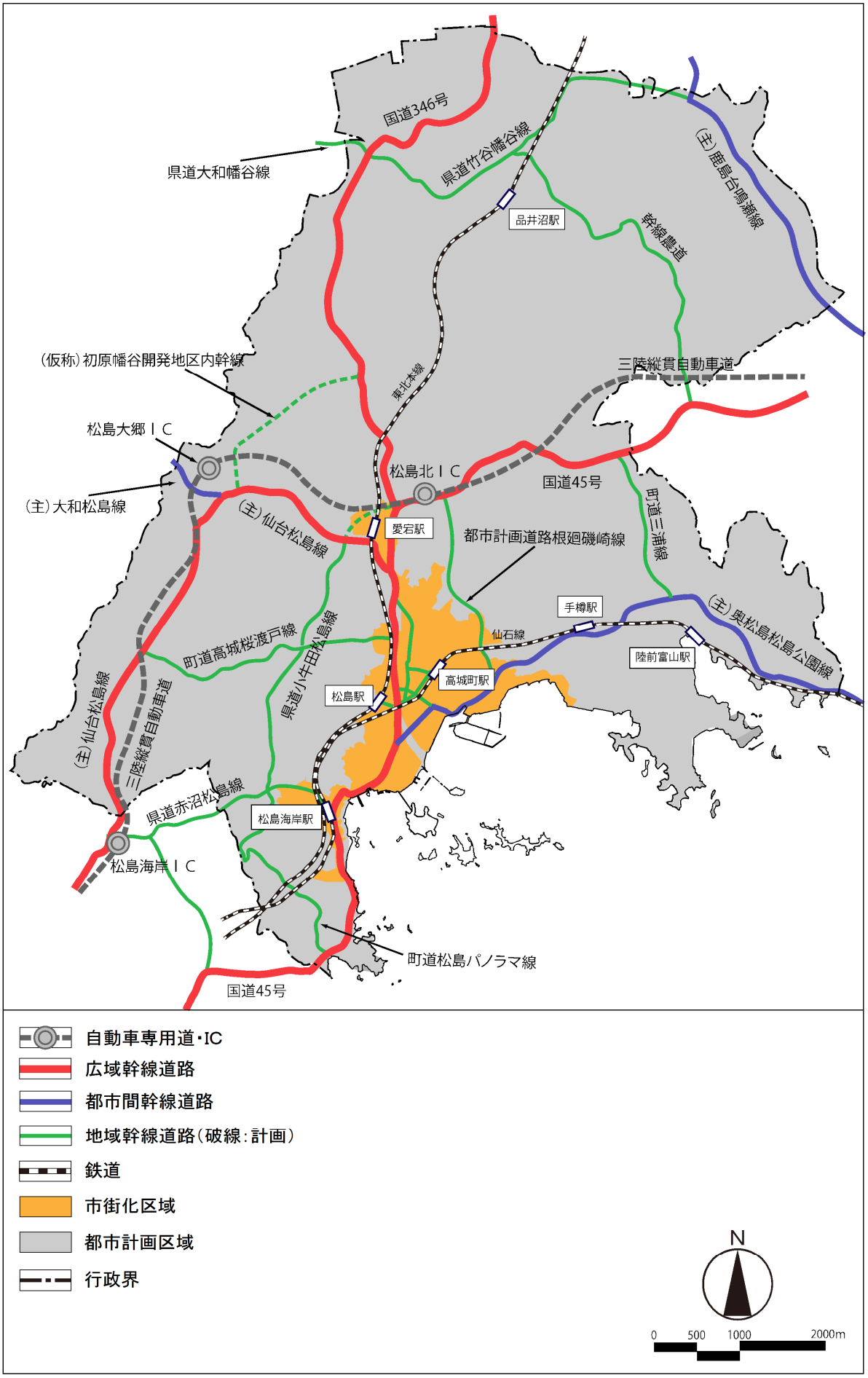
国道346号
県道竹谷幡谷線
県道大和幡谷線
品井沼駅
幹線農道
(主)鹿島台鳴瀬線
(仮称)初原幡谷開発地区内幹線
三陸縦貫自動車道
東北本線
松島大郷ＩＣ
松島北ＩＣ
国道45号
(主)大和松島線
(主)仙台松島線
愛宕駅
都市計画道路根廻磯崎線
町道三浦線
手樽駅
(主)奥松島松島公園線
仙石線
陸前富山駅
町道高城桜渡戸線
県道小牛田松島線
高城町駅
松島駅
(主)仙台松島線
三陸縦貫自動車道
県道赤沼松島線
松島海岸駅
松島海岸ＩＣ
町道松島パノラマ線
国道45号
自動車専用道・IC
広域幹線道路
都市間幹線道路
地域幹線道路(破線:計画)
鉄道
市街化区域
都市計画区域
行政界
N
0
500
1000
2000m

5）公共交通

①　鉄道

町の玄関口である松島駅と松島海岸駅のバリアフリー化及び駅舎の改築等を促進する。

また、公共交通の結節点としての駅前広場の整備検討を行う。更に、仙石線と東北本線の接続線として整備された仙石東北ラインのダイヤ改正など、必要に応じてさらなる利便性の向上に向けた関係機関との協議を進める。

②　バス

町営バスは、住民の日常的な移動手段として町内をおおむねカバーしているが、県道小牛田松島線沿道や根廻地区の山間、吉田川沿川に分散する集落地等では、一部でバス停留所から500mの圏域から外れている地区もみられる。また、北部や東部、西部地域では、1日4～5便の運行となっている。

そのため、このような地域では、松島町地域公共交通網形成計画と整合を図りながら、住民の利用状況に応じた運行本数やルートを検討するとともに、今後の高齢化の進行や定住促進の面から、住民にとって利用しやすい公共交通の導入についても検討する。

その他、国際観光都市松島として、観光客等の利用に配慮したわかりやすい案内表示板等の整備や運行ルートの検討に努める。

【鉄道・バス路線配置状況図】

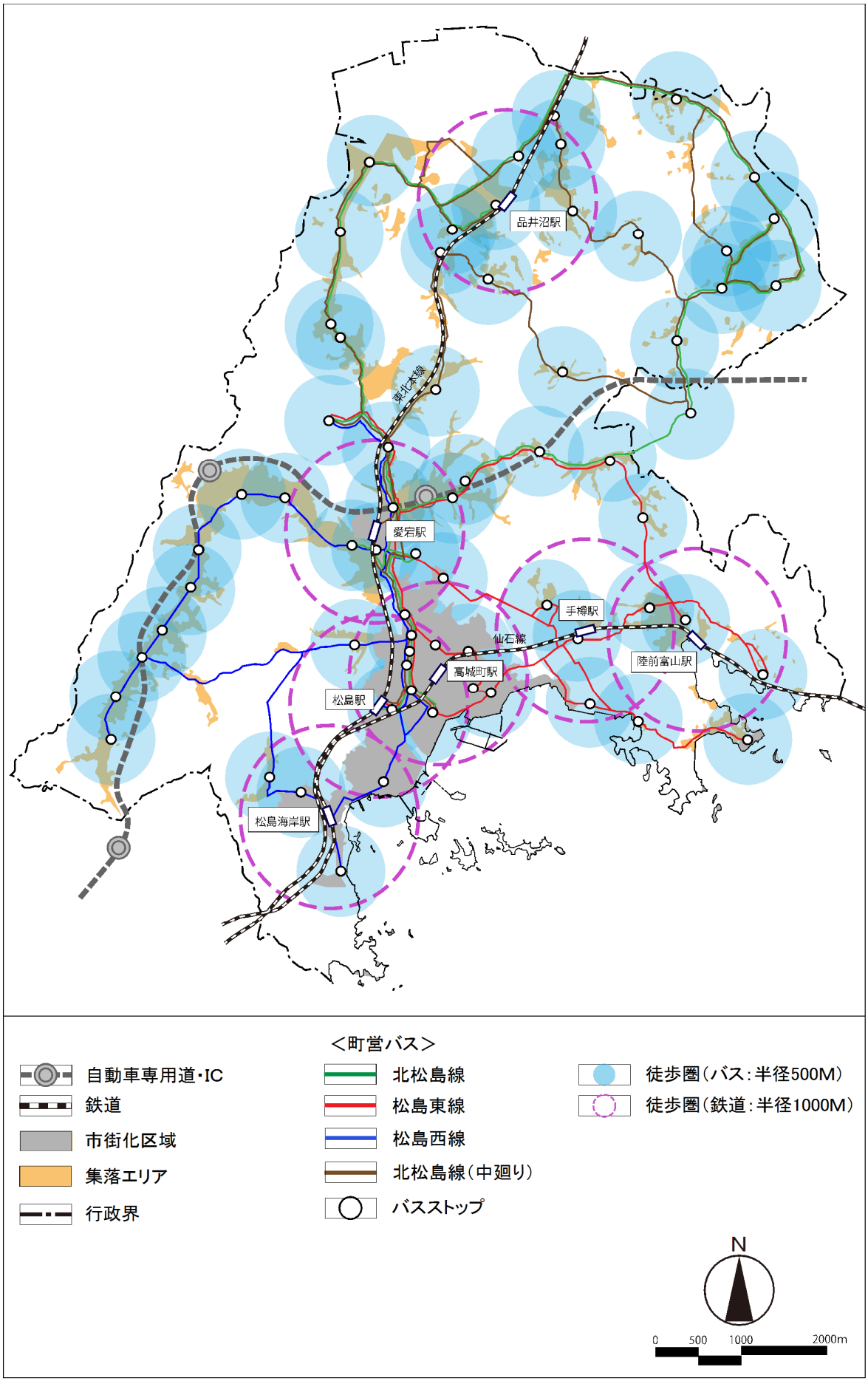

5-2-2　公園緑地の方針

(1) 基本的考え方

松島町の公園緑地に関する基本的考え方は次のとおりとする。

①　松島湾及び海岸部の水と緑の保全・継承

松島湾は、大小260余島の島々と緑の松で構成される風光明媚な地であり、日本三景の一つとして古くから大切にされてきた。また、この松島湾に面する海岸部には、松島海岸公園や手樽海浜公園等の良好な水辺空間が整備されている。

そのため、これらの水と緑を保全・継承していくとともに、海岸部の公園緑地の親水化等による整備充実を図るものとする。

②　市街地の公園緑地の保全と整備・充実

海岸部に面する市街地は、瑞巌寺をはじめとする歴史的・文化的遺産を多数有する市街地と、区画整理事業が実施された道路・公園等の基盤が整った良好な環境を有する住宅市街地等が形成されている。

そのため、こうした歴史的・文化的遺産を継承するとともに、住宅市街地の道路及び沿道の緑化や公園の維持・保全を図る。

③　里地里山地域の水と緑の保全

市街地の外側には、松島湾を取り囲む丘陵地の緑と、更にその外側の内陸部には、緑豊かな山林と山間の集落地や吉田川、鳴瀬川沿川に広がる田園と集落地が形成されている。

そのため、これらの山林や山間の集落地内の緑、田園と集落地内の緑、及び吉田川、鳴瀬川とそれに注ぐ小河川等の自然豊かな水と緑の保全を図る。

④　水と緑のネットワークの形成

松島海岸沿岸、市街地、これらを取り囲む丘陵地、内陸部の里地里山、高城川・吉田川等は、豊かで多様な自然と眺望点や歴史的資源が分布している。

そのため、これらを探索・探勝し、人々が自然に親しむためのルートとなる緑のネットワークの形成を図る。

(2) 基本方針

①　松島湾及び海岸部の水と緑の保全・継承

松島海岸公園、手樽海浜公園、古浦農村公園等の既存公園や保安林等は、住民や来訪者が水辺に親しみ、日本三景松島を満喫できる空間として維持・保全を図る。

②　市街地の公園緑地の保全と整備・充実

市街地においては、既存の松島運動公園の利用増進、維持・管理に努めるとともに、将来市街地人口の分布等を見極め、住民が安らげ、身近に利用できる公園の適正な配

置の検討を行い、その整備・充実に努める。

また、新たな公園・緑地の整備にあたっては、市街地内の未利用地の活用を図るため、民間による市民緑地の整備促進や民間事業者による公共還元型収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理制度の活用、借地公園の整備等の多様な手法による整備を検討する。

なお、市街地内の公園緑地やネットワークの整備・充実にあたっては、災害時の避難場所及び避難路、延焼遮断帯等としての防災機能の強化を図る。

③　里地里山地域の水と緑の保全

市街地を含め松島湾を取り囲む丘陵地は、松島湾の景観を守る景観緑地として保全を図るとともに、扇谷、双観山、西行戻しの松公園、新富山、富山観音などの湾を望む眺望点の維持・保全を図る。

また、磯崎及び手樽地域の水田は、干拓によりつくられた歴史ある農地であり、それを取り巻く丘陵地の緑と一体に保全を図る。

町の北部及び西部地域には、標高約30～80mの比較的緩やかな丘陵地の森林とこれらの山間に形成された農地と集落が点在し、吉田川、鳴瀬川沿いには、品井沼干拓でつくられた田園と集落地が形成されており、これら里地里山の水と緑の自然の保全を図る。

④　水と緑のネットワークの形成

海岸部や市街地では、松島沿岸及び高城川の水辺と、市街地内の歴史的資源、眺望点及び駅、公共施設等を歩行者道、歩道、買い物通り等によりネットワーク化し、道路や沿道及び公共施設等の緑化を推進することにより、住民や観光客にとって、歩きたくなる歩行者ネットワークの形成を図る。

また、内陸部の山林や田園地域においても、多様な自然資源、歴史的資源、眺望点、公園等が分布しており、これらの維持・保全を図るとともに、これらを連絡し、緑や田園、水辺等の自然を楽しむ周遊性の向上策等について検討を進める。

5－2－3　港湾・河川の方針

（1）基本的考え方

港湾・河川に関する基本的考え方は次のとおりとする。

①　水質の保全

松島湾は、日本三景松島の良好な自然景観を形成する島々を多数有するが、湾口部にこれらの島々があることもあり、閉鎖的水域となっている。また、松島湾ではカキ等の養殖が行われている。

このような松島湾の環境を守るために、松島湾に注ぐ高城川等の水質保全に努め、松島湾の水質保全を図る。

②　港湾及び漁港の整備

松島港は、県内最大の観光港であり、観光船が発着し、多くの観光客が利用している。また、松島湾には漁業の拠点として磯崎漁港などがあり、こうした港湾及び磯崎漁港の震災復興を促進するとともに、漁業拠点としての漁港の維持・整備を促進する。

③　河川の整備

松島町には、松島湾に注ぐ高城川と町の北端を流れる吉田川及び鳴瀬川があり、これら河川については、引き続き、水辺環境の保全を図るとともに、水害等による河川災害の防止を促進する。

（2）基本方針

①　水質の保全

閉鎖水域である松島湾の水質保全を推進するため、下水道の普及、高城川・湾内の浚渫、国・県・周辺市町村との連携よる水質の保全及び継続的な監視等に取り組むとともに、住民一人一人の河川・港湾の水質保全に対する意識の向上を図る。

②　港湾及び漁港の整備

松島湾内の震災復興整備の早期完了を目指すとともに、海の玄関口として、更なる港湾の利用や観光客の増加が図られるよう必要な施設の整備のあり方等について検討する。

また、カキをはじめとする漁業の拠点として漁港等の整備・充実を図る。

③　河川の整備

高城川河口部の震災復興整備の早期完了を目指すとともに、集中豪雨等による河川の氾濫に対応する堤防等の強化を促進する。また、河川における水辺に親しむ親水空間のあり方等について検討を進める。

5-2-4 上下水道の方針

(1) 上水道

1) 基本的考え方

① 上水道の安全・安定供給

上水道は、現在、仙南仙塩広域水道、大崎広域水道、鳴瀬川表流水の3水源から供給されている。

今後は、人口減少とともに、給水人口及び給水量の減少が見込まれるため、水道施設の計画的な更新・改良を進め、安全で安定した上水道の供給体制の確保に努める。

2) 基本方針

引き続き、4水源を確保しつつ、公営企業としての効率的な経営、住民サービス水準の維持・向上に努める。

上水場・配水池等の基幹施設や電気・機械・計装設備等の老朽施設の更新やストックマネジメントを策定し、施設の計画的かつ効率的な維持・整備を進める。

また、災害時の飲料水の確保のための耐震性の向上、安全安心な水の供給のための水質基準の維持等に努める。

(2) 下水道

1) 基本的考え方

① 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置推進

市街地及びその周辺は、公共下水道の計画区域となっており、公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽設置が進められている。

そのため、市街地及びその周辺地域では、公共下水道による水洗化の普及推進を図り、計画区域外では、合併処理浄化槽の設置を推進する。また、雨水排水施設の整備強化により市街地の浸水防止を図り、快適で安全な生活環境の確保に努める。

2) 基本方針

① 市街地及び周辺地域

市街地及びその周辺は、水洗化普及率100%を目指すとともに、今後10年を見据えた処理区の拡大による公共下水道の整備を図る。

また、施設の耐震化に取り組むとともに、老朽化している下水道施設(雨水・汚水)の改築・更新に際しては、ストックマネジメントを策定し、施設の計画的かつ効率的な整備を進める。さらに、集中豪雨による市街地の浸水対策への取り組みなど、住民が安全に暮らせる生活環境の確保に努める。

② 市街地以外の地域

公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽設置の促進を図る。

5－3　環境形成の方針

（1）基本的考え方

松島町の豊かな自然環境と共生する都市づくりの基本的な考え方は次のとおりとする。

①　豊かな自然環境の保全と潤いのある環境の創出

松島湾、高城川・吉田川、山林、農地等は、美しい自然景観を形成する要素であるとともに、多様な生物が生息し、人々が自然と親しむ場でもある。

このような水辺や緑に親しめる自然環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある環境の形成を図る。

②　自然環境に配慮した土地利用の誘導

松島町の市街地は、地形的制約等によりコンパクトにまとまっているが、新たに地域の活性化を促す都市的拠点の形成等を図るためには、内陸部の山林等の活用が必要となる。

そのため、内陸部に新たな産業拠点や地域の生活拠点等を形成する際は、山林等の自然環境に配慮した土地利用の誘導を図る。

（2）基本方針

1）豊かな自然環境の保全と潤いのある環境の創出

①　水循環の確保

松島湾に注ぐ高城川の源流域である内陸部丘陵地の樹林の保全により、保水機能を維持し、雨水浸透などの環境施策と複合して、健全な水循環の確保を図る。

②　生物多様性の確保

生態系の核となるまとまりのある丘陵地の緑地や高城川、吉田川等の水系の総合的な保全・再生を図るとともに、穴川、元禄潜穴等の希少生物の生息地や多様な生物の生息地等、生物多様性を育む自然環境の保全・育成を図る。

③　農地の保全・活用の推進

人口減少や高齢化により、今後、担い手のいない耕作放棄地が増加することが予想される。耕作放棄地は、農業環境の悪化を招くばかりでなく、松島湾の環境悪化や景観を損ねることから、市民農園等での活用促進等について検討する。

④　里山環境の保全・育成

丘陵地の山林等で、住民や事業者等の参加による里山環境の保全・再生を推進する。

2）自然環境に配慮した土地利用の誘導

①　自然と調和した土地利用の規制・誘導

市街化調整区域においては、松島北ICや松島大郷IC周辺等の広域交通の利便性の高い地域等で、一定の基準のもとで特定の土地利用を許容する緑地と、保全する緑地に分け、秩序ある土地利用の実現を図る。

5－4 景観形成の方針

(1) 基本的考え方

日本三景松島の景観の継承と創造を図るため、優れた自然環境のもと、人々を魅了し歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観の形成を目指す。

そのため次の考え方に沿って、松島町の景観形成に努める。

① 日本三景にふさわしい自然の造形美を保全・継承する
② 松島のシンボルである歴史・文化的な景観を保全・創造する
③ 暮らしを育む市街地・集落の景観を保全・誘導する
④ 四大観や海岸からの眺望と沿道沿線からの眺めを保全する
⑤ 住民・事業者・行政の協働による参加型の景観づくりを推進する

(2) 基本方針

松島町の景観形成にあたっては、二つの景域に区分し、景域ごとにゾーンを設定し、それぞれのゾーンごとの景観形成方針を定めるとともに、特に松島湾に面する地区を景観重点地区とし、積極的に景観形成を進めていくこととする。

1) 景域区分

松島の景観形成に深く関わりのある特別名勝松島の指定範囲を踏まえ、「松島湾景域」と「緑の景域」に区分し、それぞれの景域の目標を次のとおりとする。

景　域	概　要	目　標
松島湾景域	特別名勝松島の指定範囲で、多島海の松島湾を含めた地域	松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造を図る。
緑の景域	松島湾から見える山並み稜線の背後にある北西部一帯の地域	松島丘陵の緩やかな稜線と豊かな自然景観の維持保全と、田園や里地里山などの景観の継承と創造を図る。

2）ゾーン別景観形成方針

景域ごとのゾーン区分及びゾーンごとの景観形成方針は次項に示す。

①　松島湾景域

ゾーン	目標と方針
松島海岸 (M-1)	●松島の歴史・文化を継承し、人々を魅了する品格ある風致景観の創造 ・国道 45 号沿道、瑞巌寺周辺は、風格あるまち並み、歴史的背景と調和した景観の形成 ・海の眺めを楽しめる海岸景観、松島を強く印象づける双観山や長老坂からの眺望景観、松島湾と調和した磯島の景観等の保全
高城周辺 (M－2)	●住む人の地域活動による、活き活きとした住み心地の良い市街地景観の形成 ・中心商業拠点及び市街地交流拠点は、交通結節点としてまた、にぎわい拠点としてやすらぎと活力ある景観の形成 ・高城川左岸の水辺景観の保全 ・新富山や高城高山等の高い所からの眺望に配慮した統一感のある住宅景観の形成
松島湾 (M－3)	●海・島・松が形づくる自然造形美の保全・継承 ・松島湾のシンボルである松の保全 ・松島湾の漁業施設等の景観との調和や多島海景観の保全継承 ・松島湾から眺める丘陵景観の保全
手樽 (M－4)	●干拓による田園景観と海岸線の名残りが見える自然景観の保全・継承 ・里地里山の特徴的な景観の保全と幹線道路や鉄道から見える田園景観の保全 ・入り江に形成された銭神漁港、名籠漁港、早川漁港、古浦漁港及び漁業集落の景観の保全継承 ・海岸沿いの手樽海浜公園、古浦農村公園の保全活用
松島湾森林 (M－5)	●松林に特徴づけられた豊かな植生環境と美しい眺望の保全・継承 ・松島湾のシンボルである松の保全 ・四大観、高城高山などの眺望点での眺望の確保と良好な眺望景観の保全継承 ・パノラマライン等からの良好な眺望の確保や沿道の看板規制等による周辺の自然景観との調和の誘導

②　緑の景域

ゾーン	目標と方針
里地里山 (G－1)	●里地里山的景観が形成されている区域で、緑豊かな森林景観と里地里山集落の保全・継承 ・多様な生態系と松島湾の美しい景観を支える、緑豊かな森林と丘陵一帯の連続した稜線の保全継承 ・治祐ヶ森自然公園などの松島湾を望む良好な眺望箇所の確保 ・先人が築いた里地里山の田園景観や谷戸※1 や山裾に見える集落景観の保全
里地共生 (G－2)	●新たなまちの発展活力と里山環境との共生 ・広がりのある田園と丘陵の豊かな自然に囲まれた品井沼駅周辺は、周辺の自然と調和した住宅地の形成 ・松島北及び松島大郷 IC 周辺は、まちの玄関口にふさわしい、自然環境と調和した景観の形成 ・品井沼干拓の歴史を伝える元禄潜穴等の歴史的景観資源の保全

※1谷戸：丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。

【景域・ゾーン・景観重点地区区分図】

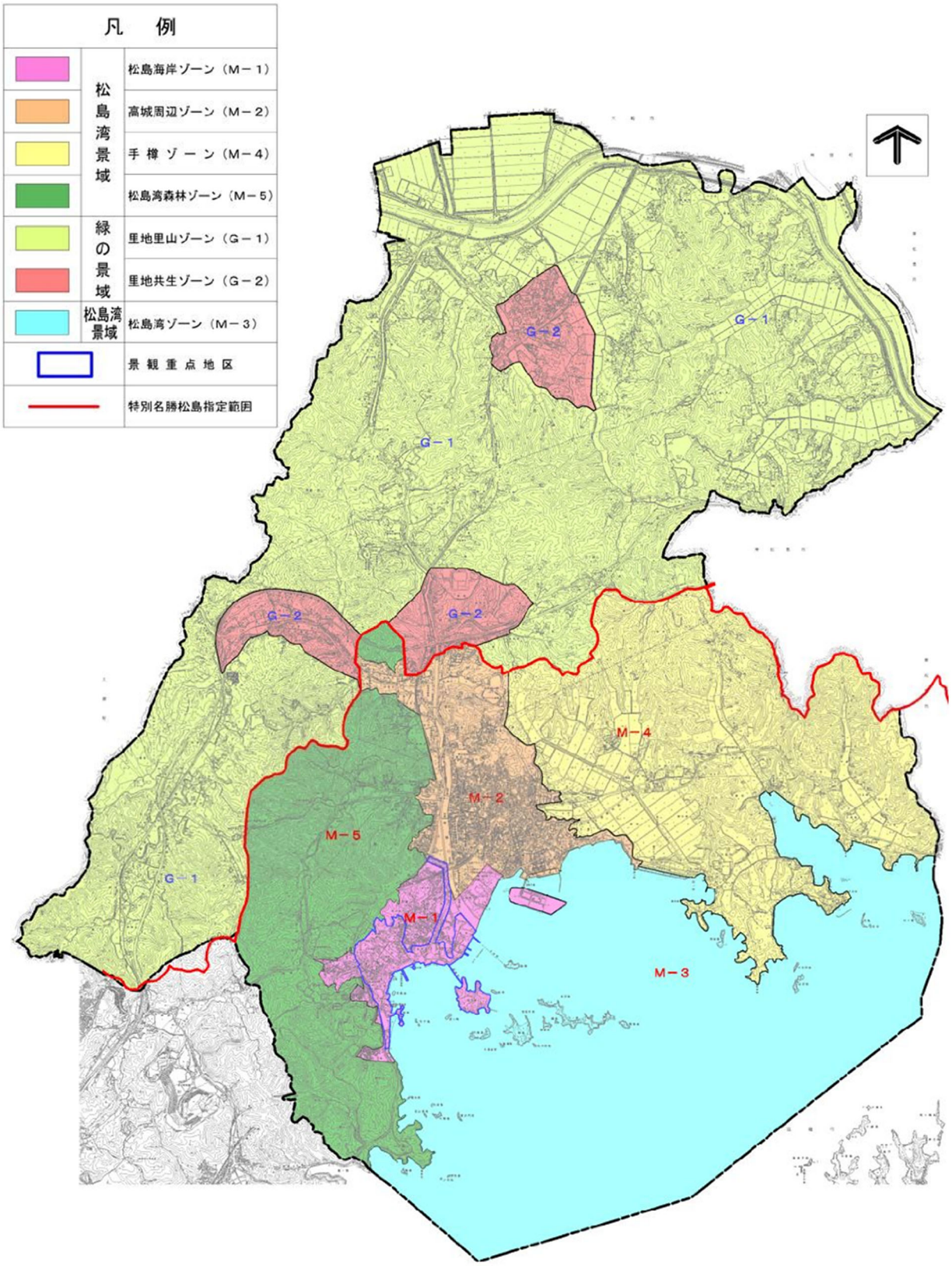

5－5　都市防災の方針

（1）基本的考え方

①　災害に強い都市づくり

松島町の松島沿岸地域は、東日本大震災おいて津波の被害を受け、現在、その復興事業の着実な取り組みを進めているところである。また、大規模な災害だけでなく、今後は、松島町の中心市街地を流れる高城川の洪水による水害、市街地周辺や内陸部の丘陵地での土砂災害などの自然災害が発生することも想定される。

そのため、引き続き、災害に強い都市づくりを進めるとともに、地域の人々が安全で、安心して暮らせるよう様々な災害に対応する施策や体制の構築を図る。

②　防災体制の強化

自然災害に対する防災力を強化するため、松島町に訪れる観光客等の避難を含め、地域が一体となって進める自助・共助・公助による防災体制の強化を図る。

（2）基本方針

1）災害に強い都市づくり

①　地震・津波

イ．津波への対応

東日本大震災において被災した松島海岸地域、磯崎地域、手樽地域では、今後も津波により2m未満の浸水被害を受ける可能性があることから、周辺の丘陵地や高台への避難路の整備・充実と、避難ビル等の指定・配置を促進する。

ロ．地震への対応

＜防災拠点・防災空間の確保・強化＞

中心市街地や周辺地域では、震災時の一時避難所や避難場所、避難広場等の整備・充実を図るとともに、避難時の必要物資を迅速かつ安定的に提供できるよう、飲料水や非常食、生活用品等の適正な備蓄を行う防災拠点の整備を図る。また、太陽光発電の導入や防災トイレの整備、公共施設の耐震化等、防災機能の強化を図る。

＜避難路等の確保＞

既存市街地では、密集した住宅地や狭あい道路及び行き止まり道路等が存在し、震災時に避難が困難になる恐れがある。そのため、復興交付金事業計画に基づく避難道路関連事業を早期に完了させるとともに、避難所や避難場所への避難路の確保を図るとともに、生活道路についても、行き止まり道路や狭あい道路の解消に努める。

＜緊急輸送道路等の整備・充実＞

国道45号及び初原バイパス、主要地方仙台松島線、主要地方奥松島松島公園線等は、適正な幅員・機能を有した幹線道路であり、災害時において、緊急輸送道路としての役割を果たす。そのため、これら道路の機能維持に努める。

＜ライフライン等の機能確保＞

上下水道、電気、通信、交通等のライフラインについては、災害時においても機能を維持できるよう老朽化した施設等については、ストックマネジメント等に基づき計画的な維持管理に努める。

＜住宅等の建築物の耐震化の促進＞

既存市街地では、密集した住宅地や狭あい道路に面した住宅が存在する。そのため、住宅や不特定かつ多数の人が利用する民間建築物等の耐震化を促進する。

② その他の災害

イ. 水害

松島町には、中心市街地を流れる高城川とその上流部の田中川及び北部内陸部の町境界を流れる吉田川及び鳴瀬川がある。このうち高城川と田中川が氾濫した場合、中心市街地及び初原・桜渡戸地域等では、2～5.0m未満、吉田川及び鳴瀬川沿川では5m以上の浸水が予想されている。

そのため、これらの河川については、河川管理者に河川の改修や堤防の強化を要請していくとともに、住民の早期避難体制の強化を図る。

ロ. 土砂災害

松島町には、市街地周辺や内陸部の丘陵地等に急傾斜地が多数分布している。

そのため、これら急傾斜地で、地震や豪雨等により土石流、地すべり、斜面崩壊等が発生するのを未然に防ぐため、急傾斜地崩壊対策や砂防事業の推進を図る。

2) 防災体制の強化

① 防災施設等の充実

老朽化した消防署の移転を含めた検討を行うとともに、消防施設、防災行政無線などの防災施設等の充実を図る。

② 自主防災体制の強化

災害時に消防団と連携し、地域ぐるみで対応できるよう、日ごろからの防災訓練や啓発に取り組む。また、地域の自主防災力を強化するため、引き続き、地域防災リーダーの育成、地域内のコミュニティ形成に資する活動や自主防災組織の活動等を支援する。

③ 防災・減災意識の向上

防災に向けた自助意識を高めていくために、地域のコミュニティでの話し合いや避難案内板の設置等の取り組みを進める。